

彦 監 委 第 10046 号

平成 29 年(2017 年)10 月 13 日

彦根市長 大久保 貴 様

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 安 澤 勝

平成 29 年度 (2017 年度) 彦根市高宮財産区会計歳入歳出決算
の審査意見の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項ならびに同法施行令第 5 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、審査に付された平成 29 年度 (2017 年度) 彦根市高宮財産区会計歳入歳出決算および証書類、その他政令で定める書類の審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

平成 29 年度（2017 年度）彦根市高宮財産区会計歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

平成 29 年度（2017 年度）彦根市高宮財産区会計歳入歳出決算

（平成 29 年 4 月 1 日～同年 9 月 6 日）

彦根市高宮財産区については、現議員の任期満了日である平成 29 年 7 月 4 日をもって解散された。これに伴い平成 29 年 9 月 6 日に打ち切られた平成 29 年度彦根市高宮財産区会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 2 項および地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定に準じ、彦根市監査委員が決算審査を行ったものである。

2 審査の期間

平成 29 年（2017 年）9 月 27 日から同年 10 月 10 日まで

3 審査の方法

平成 29 年度（2017 年度）歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書が、関係法令に準拠して作成され、かつ財産状態を適正に表示しているか、また、財政運営が適正かつ効率的に行われたかどうかについて、関係諸帳簿および証拠書類と照合を行うなど通常実施すべき審査手続きおよび必要と認めるその他の審査手続きにより実施した。

4 審査の結果

歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、計数は正確で適正に表示されているものと認めた。

5 決算の概要

歳入歳出予算現額 290,000 円に対する決算額は、

歳 入 263,123 円

歳 出 71,092 円

である。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は 192,031 円である。翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支額も同額である。その額から前年度の実質収支額 263,123 円を差し引いた単年度収支額は

71,092 円のマイナスである。

6 収支の状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入率		前年度 収入済額	増減額	増減率
				対予算	対調定			
県支出金	0	0	0	-	-	0	0	-
財産収入	0	0	0	-	-	5,041	△5,041	皆減
繰入金	0	0	0	-	-	10,000,000	△10,000,000	皆減
繰越金	290,000	263,123	263,123	90.7	100.0	1,478,068	△1,214,945	△82.2
諸収入	0	0	0	-	-	12,000	△12,000	皆減
合 計	290,000	263,123	263,123	90.7	100.0	11,495,109	△11,231,986	△97.7

収入済額は263,123円で、前年度に比べ11,231,986円(97.7%)減少している。予算現額に対する収入率は90.7%、調定額に対する収入率は100.0%である。

収入済額は繰越金263,123円のみである。

(2) 歳出

(単位：円・%)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不用額	前年度 支出済額	増減額	増減率
議会費	147,000	69,436	47.2	77,564	167,000	△98,564	△58.4
総務費	93,000	1,656	1.8	91,344	11,064,986	△11,633,330	△100.0
予備費	50,000	0	0.0	50,000	0	0	-
合 計	290,000	71,092	24.5	218,908	11,231,986	△11,160,894	△99.4

支出済額は71,092円で、予算現額に対する執行率は24.5%である。

支出済額のうち、議会費は69,436円で、主な支出は、議員報酬36,436円である。

総務費は1,656円で、主な支出は、通信運搬費1,656円である。

7 財産に関する調書

平成29年度中の財産の取得および処分等に伴う異動状況は、次のとおりである。

区 分	平成28年度末現在高	平成29年度中増減高	平成29年度末(決算時) 現在高
びわこ東部森林組合出資金 (円)	26,000	△26,000	0
借地権設定土地 (㎡)	29,430	△29,430	0

財産の借地権設定土地 29,430 ㎡については、多賀大社との地上権設定契約の期限満了に伴う一部地上権返還についての覚書に係る合意書により立木の所有権を移転したことにより皆減となった。また、このことと合わせ、びわこ東部森林組合出資金 26,000 円についても多賀大社に譲渡したことにより皆減となった。

8 むすび

当財産区は、多賀町内に所有または借用していた山林および溜池の維持管理に努めてこられた。しかし、農業水利確保の役割は終了していることに加え、安定的な木材売却による財産売払収入は見込めず、さらに財産区を取り巻く状況の変化により、山林経営による将来的な財政運営が困難な見通しとなった。このことから、現議員の任期満了日である平成29年7月4日をもって当財産区は解散したものである。

財産の処分については、多賀大社と合意書を交わし、立木の所有権を移転するなど確実に処理されているほか、歳入歳出差引残高 192,031 円は、平成29年9月6日付けで彦根市一般会計に繰り出しを行い適正に精算されている。